	ĵ		- - L	一 一 「この子」 「こうり 」	
算定規則及び電気関係報告規		等に関する法律施行規則の一部を改		令   一部を改正する省令	令
〇一般送配電事業託送供給等約		者の雇用の安定及び職業生活の充実		和   〇臨床工学技士学校養成所指定規則の	·和
する等の省令(経済産業二四		〇労働施策の総合的な推進並びに労働	101	改	4
〇電気事業法施行規則等の一部	三型	(同六五)		務及び会計に関	年
環境一)		行規則の一部を改正する省令		O日本私立学校振興・共済事業団	3
(農林水産・経済産業・国土		及び安全性の確保等	100	令 (同一六)	月
の認定等に関する省令		0		る政	3 '
に基づく地域脱炭素化促進事	四四四	する省令(同六四)		経費の国庫負担額の	<b>1</b> E
〇地球温暖化対策の推進に関す		〇健康保険法施行規則等の一部を改正			3
令 (同三〇)	三三	令 (同六三)			木
農政局長に委任する権限を定				0	曜日
第六十四条第四項の規定によ	三三		カ カ		∃
〇地球温暖化対策の推進に関す				〇学校教育法施行規則の一部を改正す	
一部を改正する省令(同二九			九七		
〇農業経営基盤強化促進法施行		並びに永住帰国した中国残留			官
規則の一部を改正する省令(同		な帰国		一音を改正する省合	
めの交付金の交付に関する法	葁	の一部を改正する省令(同六一)		沒有放名夫貝	
〇農業の担い手に対する経営安		の就職の支援に関する法律施行規則		(	
令 (同二七)		〇職業訓練の実施等による特定求職者	j	〇字段	報
〇農地法施行規則の一部を改正	壹	する省令 (同六〇)	デ で で		
の一部を改正する省令(同二		〇健康保険法施行規則等の一部を改正		水産・経済産業・国土交通・環境・	
〇農業委員会等に関する法律施	圭	する省令(同五九)		(財務・文部科学・厚生労動・農林	
一部を改正する省令(同二五				の一部を改正する	
〇農林水産技術会議事務局組織		令 (同五八)		の改善の促進に関す	
る省令 (農林水産二四)		〇医		<ul><li>〇特定化学物質</li></ul>	(号
〇農林水産省組織規則の一部を	三		卆	する省令(同一〇)	·外´
する省令(同七一)		る		○ 外国	第
〇歯科技工士法施行規則の一部		0	즛		<b>7</b> 0
正する省令(同七〇)	一	する省令(同五六)		0	) 号
省令の整備に関する省令の一		〇健康保険法施行規則等の一部を改正	丰	部を改正する省令(同七、八)	클)
の一部の施行に伴う厚生労働	三	を改正する省令(厚生労働五五)		〇国家公務員共済組合法施行規則の一	
〇雇用保険法等の一部を改正す		〇職業能力開発促進法施行規則の一部	占	する省令(財務六)	
則の一部を改正する省令(同	薑	(文部科学・経済産業一)		続の特例に関する省令の一部を改正	
O社会保険診療報酬支払基金法		令の一部を改正する省令		する法律等に基づく手数料の納付手	
令 (同六八)		発機構の財務及び会計等に関する省		2   〇行政機関の保有する情報の公開に関	2
〇医療法施行規則の一部を改正		〇国立研究開発法人日本原子力研究開		(前のページより続き)	
				_	

働省関係 同六九) 部を改正 一部を改 する法律 **法施行規** 止する省 蓋 O経済産業省関係産業競争力強化法施 〇中小企業等経営強化法施行規則の 〇電気事業会計規則の一部を改正する 〇電気事業者による再生可能エネル 部を改正する省令(同二九) 省令 (同二八) 施行規則等の一部を改正する省令 ギー電気の調達に関する特別措置法 同二七

を改正す

芸

止する省 施行規則 織規則の

芸

行規則の 同二八 **法律施行** 安定のた 芸 芸

する法律 より地方 正める省

事業計画 する法律

土交通

算定規則及び電気関係報告規則の一 部を改正 **約款料金** 

〇特定計量器検定検査規則等の一部を 改正する等の省令(同二六) 部を改正する省令(同二五)

풢

O社会福祉士介護福祉士学校指定規則 の一部を改正する省令(同二)

三四

(文部科学・厚生労働一)

二

正する省令(同六六)

〇生活困窮者自立支援法施行規則 部を改正する省令(同六七)

0

賣

亖

委

行規則及び国内外における経営資源 芸 七六

〇電気事業法の規定に基づく主任技術 〇電気事業託送供給等収支計算規則の 者の資格等に関する省令の一部を改 省令の一部を改正する省令(同三〇) 活用の共同化に関する調査に関する 正する省令(同三二) 一部を改正する省令(同三一)

書

畫

〇電気工事士法施行規則の一部を改正 〇行政機関の保有する個人情報の保護 号に掲げる行政機関等が保有する保 関する省令の一部を改正する省令 項第一号及び第二十五条第三項第 する省令 (同三三) 有個人情報に係る開示請求及び行政 に関する法律施行令第二十一条第三 機関非識別加工情報の利用の手続に 同三四 圭 芸

茎

○割賦販売法施行規則の一部を改正す O指定化学物質等の性状及び取扱いに 関する情報の提供の方法等を定める る省令 省令の一部を改正する省令(同三五) (同三六)

〇特定容器製造等事業者に係る特定分

蔶

別基準適合物の再商品化に関する省

令の一部を改正する省令 (経済産業・環境二)

嶤

〇温室効果ガス算定排出量等の集計の る省令 (同三) 方法等を定める省令の一部を改正す

嶤

官

〇農林水産省令第二十七号 四十五号)第三条第一項、第十条第一項及び第十五条の二の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項第九号、同条第二項(同法第五条第三項において準用する場合を含む。)及び第五条第一項第八号並びに農地法施行令(昭和二十七年政令第四 農地法施行規則の一部を改正する省令 令和四年三月三十一日 農林水産大臣

農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)の一部を次のように改正する

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを削る 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 第二十七条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、 (農地の転用の制限の例外) (市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 改 正 次に掲げる事項とする 後

法人」という。)が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある 事業をその主たる事業として行うものに限る。)で農林水産大臣が指定するもの(以下「指定 額の全部を出資している法人を含む。) 若しくは地方公共団体が出資の額の過半を出資してい 農地を農地以外のものにする場合 る法人(国又は都道府県が作成した地域開発に関する計画で農林水産大臣が指定するもの(以 土地開発公社をいう。以下同じ。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は国(国が出資の 土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく 地方公共団体(都道府県等を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、 「指定計画」という。)に従つて工場、住宅又は流通業務施設の用に供される土地の造成の

十五・十六

木曜日

うもののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合 関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行 三号)第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十

令和 **4** 年 **3** 月 **3 1** 日

十 的とした土地の試掘に係るものに限る。 を一時的に農地以外のものにする場合 有無の確認又は埋蔵文化財を包蔵する土地の範囲、内容その他の事項の把握を行うことを目 第九十九条第一項の規定による土地の発掘(同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の 地方公共団体 (都道府県等を除く。)が文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 第五十三条第十九号において同じ。)を行うため農地

> (市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項 改 正

> > 前

第二十七条 令第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、 届出者の氏名、住所及び職業(法人にあつては、名称、 主たる事務所の所在地 次に掲げる事項とする 業務の内

容及び代表者の氏名)

(農地の転用の制限の例外

第二十九条 法第四条第一項第九号の農林水産省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

~ 十 三 (略)

十四 地方公共団体(都道府県を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、 の全部を出資している法人を含む。)若しくは地方公共団体が出資の額の過半を出資している 農地を農地以外のものにする場合 法人」という。)が市街化区域(指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域)内にある 事業をその主たる事業として行うものに限る。)で農林水産大臣が指定するもの(以下 下「指定計画」という。)に従つて工場、 法人(国又は都道府県が作成した地域開発に関する計画で農林水産大臣が指定するもの(以 地開発公社をいう。以下同じ。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は国(国が出資の額 地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく土 、住宅又は流通業務施設の用に供される土地の造成の

十五・十六

号)第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関 もののために必要な施設の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合 が行う非常災害の応急対策又は復旧であって、当該機関の所掌業務に係る施設について行う 地方公共団体(都道府県を除く。)又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三

十八・十九

(農地を転用するための許可申請

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しな ければならない。

申請者が法人である場合には、 定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

(農地を転用するための許可申請書の記載事項)

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする

申請者の氏名及び住所(法人にあつては、 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二土地の所在、 地番、 地目及び面積

(略

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出

第五十条

2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、 ならない。 次に掲げる書類を添付しなければ

(削る)

\_ <u>:</u>

(略)

官

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外

第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 ; 十

十二 地方公共団体(都道府県等を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社: あつては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を 取得する場合 土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域(指定法人に

十三・十四

するため第一号の権利を取得する場合 共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧 であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供 地方公共団体(都道府県等を除く。)又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公

牧地以外のもの(農地を除く。 の発掘を行うため、 き使用及び収益を目的とする権利が設定される場合 地方公共団体 (都道府県等を除く。)が文化財保護法第九十九条第 農地を一時的に農地以外のものにし、又は採草放牧地を一時的に採草放 第五十七条の三において同じ。)にするためこれらの土地につ 一項の規定による土地

(農地を転用するための許可申請

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しな ければならない。

申請者が法人である場合には、 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

(農地を転用するための許可申請書の記載事項

第三十一条 法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする

容及び代表者の氏名) 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあつては、 名称、 主たる事務所の所在地 業務の内

二 土地の所在、地番、地目、 面積、 利用状況及び普通収穫高

(市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出)

第五十条(略)

2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、 次に掲げる書類を添付しなければ

ならない。 一•二 (略) 第二十九条第一項の許可を受けることを必要とするものである場合には、 届出に係る農地又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにする行為が都市計画法 その行為につきそ

の許可を受けたことを証する書面

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外)

第五十三条 法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一~十一 (略)

十二 地方公共団体 (都道府県を除く。)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、 得する場合 地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域(指定法人にあ つては、指定計画に係る市街化区域)内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取

十三・十四

十五 地方公共団体 るため第一号の権利を取得する場合 機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧で あって、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供す (都道府県を除く。)又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共

十六~十八

(新設)

第五十七条の三 令第十五条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当す る場合とする。

れがあると認められる場合 出に係る農用地利用集積計画に基づく農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそ すること又は当該申出に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、当該申 申出があつてから公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものに

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請

## 第五十七条の四

次に掲げる書類を添付しなければならない。 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、

項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。 第三十条第一号から第四号までに掲げる書類(同条第一号の書類については、 法第三条第

三 5 五

### この省令は、

〇農林水産省令第二十八号 公布の日から施行する

規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和四年三月三十一日

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成十八年農林水産省令第五十九号)の一部を次のように改正する。農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)

これを削る。

官

(前年度収入額の算出

改

正

後

木曜日

付前年度生産面積」という。)を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た 単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交 物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの けて農林水産大臣が定める地域(以下「地域」と総称する。)別及び収入減少影響緩和対象農産 額を合算してするものとする。 に定める数量で対象農業者に係るものをいう。)を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の 産物の生産量(次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号 の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積(当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農 (以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。)に、当該交付前年度における対象農業者 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分

令和 **4** 年 **3** 月 **31** 日

る規格に適合するものの数量 る要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定め 米穀 対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であって、第二条第一号に定め

定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であって、 法律(平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。)第八条第一項に規定する米穀安 対象農業者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する 食糧法第四十七条第一項の規

> 第五十七条の三 令第十五条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当す る場合とする。

地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合 すること又は当該申出に係る採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。 て同じ。)にすることにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地又は採草放牧 申出があつてから公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものに 次号におい

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請

# 第五十七条の四

2

次に掲げる書類を添付しなければならない 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、

第三十条第一号から第四号までに掲げる書類

五五五 略

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行

農林水産大臣 金子原二郎

改 正

前

第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分 付前年度生産面積」という。)を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た 単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交 産物の生産量(次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号 の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積(当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農 物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの けて農林水産大臣が定める地域(以下「地域」と総称する。)別及び収入減少影響緩和対象農産 額を合算してするものとする。 に定める数量で対象農業者に係るものをいう。)を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の (以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。)に、当該交付前年度における対象農業者 (前年度収入額の算出

る要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定め る規格に適合するものの数量 米穀 対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であって、第二条第一号に定め

支援機構の会員又は当該会員の構成員であって、 六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。)第八条第一項に規定する米穀安定供給確保 交付前年度末までに、 対象農業者が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 食糧法第四十七条第一項の規定による届